

第 1 回 地域自治組織等小委員会会議次第

開催日時：平成 15 年 7 月 11 日（金）15：00～

開催場所：石狩市役所 5 F 第 1 委員会室

1 開 会

2 委員の紹介 . . . 資料 1

3 委員長及び副委員長の互選

4 協議事項

(1) 地域自治組織等小委員会の進め方 . . . 資料 2

(2) 地域自治組織等に関する制度の概要について
合併特例法期限後の合併促進の流れ . . . 資料 3
地域審議会 . . . 資料 4
市町村合併促進プラン「片山プラン」 . . . 資料 5
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 . . . 資料 6

(3) 小委員会の運営及びスケジュールについて . . . 資料 7

5 その他

(1) 第 2 回会議の開催日時等について

6 閉 会

地域自治組織等小委員会
第 1 回 委 員 会 議 案

平成15年7月11日(金) 15:00~

石狩市役所5階 石狩市議会第1委員会室

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

地域自治組織等小委員会委員名簿

選出区分	職 名 等		氏 名
議会選出委員	石狩市議会議員		中 野 文 能
			堀 弘 子
	厚田村議会議員		河 合 英 治
			田 村 嘉 瑞
	浜益村議会議員		神 田 一 昭
			越 智 正 男
学識経験者	石狩市	石狩市連合町内会連絡協議会会長	佐 藤 豊 治
		石狩市社会福祉協議会会長	小 林 義 行
		一般公募	飯 尾 亜紀仁
	厚田村	一般公募	鈴 木 日 出 男
		一般公募	桐 山 和 郎
	浜益村	浜益村自治会連合会会長	石 橋 千 春
		浜益村自治婦人会連絡協議会会長	岸 本 ア イ
	共通委員	北海学園大学法学部政治学科教授	
北海道石狩支庁地域政策部長		田 中 宣 律	

(敬称略)

地域自治組織等小委員会の進め方

協議項目：
 10 「地域審議会の取扱い」
 14 「組織及び機構の取扱い」

地域自治組織等に関する情報収集及び調査・研究

小委員会として考察する
合併した場合の地域の在り方

設置する

設置しない

行政区的なタイプ
(法人格を有しない。)

[中間報告より]

(事務等の考え方)

- ・ 基礎的自治体の組織の一部として事務を分掌

(機関)

- ・ 「地域自治組織の長」と「諮問機関としての地域審議会」
- ・ 事務局を置くことができる
- ・ 長は基礎的自治体の長が選任(地域審議会の意見聴取、基礎的自治体の議会の同意を検討)
- ・ 地域審議会の委員は公選又は住民総会によって選出

地域自治組織の概要検討
(支所等の在り方を含む。)

特別地方公共団体とするタイプ
(法人格を有する。)

[中間報告より]

(事務等の考え方)

- ・ 法令により義務付けられていない地域共同的な事務
- ・ 法令により基礎的自治体が義務付けられている事務を補助機関として処理することも検討

(機関)

- ・ 議決機関は公選
- ・ 執行機関は議決機関の互選又は基礎的自治体の長の選任等を検討
- ・ 事務局を置くことができる

(財源)

- ・ 基礎的自治体からの移転財源を原則とする
- ・ 課税権、地方債の発行権限は認めない
- ・ 移転財源見合い以外の事務は住民から何らかの負担を検討

地域自治組織の概要検討
(支所等の在り方を含む。)

地域審議会を設置する場合

(想定される役割)

- ・ 長の諮問に対する審議
- ・ 市町村建設計画の変更
- ・ 市町村建設計画の執行状況(定期)
- ・ 当該区域の地域振興のための基金運用
- ・ 基本構想、各種計画の策定、変更長に対する意見
- ・ 市町村建設計画の執行状況(随時)
- ・ 公共施設の配置、管理運営
- ・ 福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況

(機関)

- ・ 構成員の定数、任期、任免、組織及び運営等は合併関係市町村の協議により定める

地域審議会の概要検討

支所等の在り方

地域審議会を設置しない場合

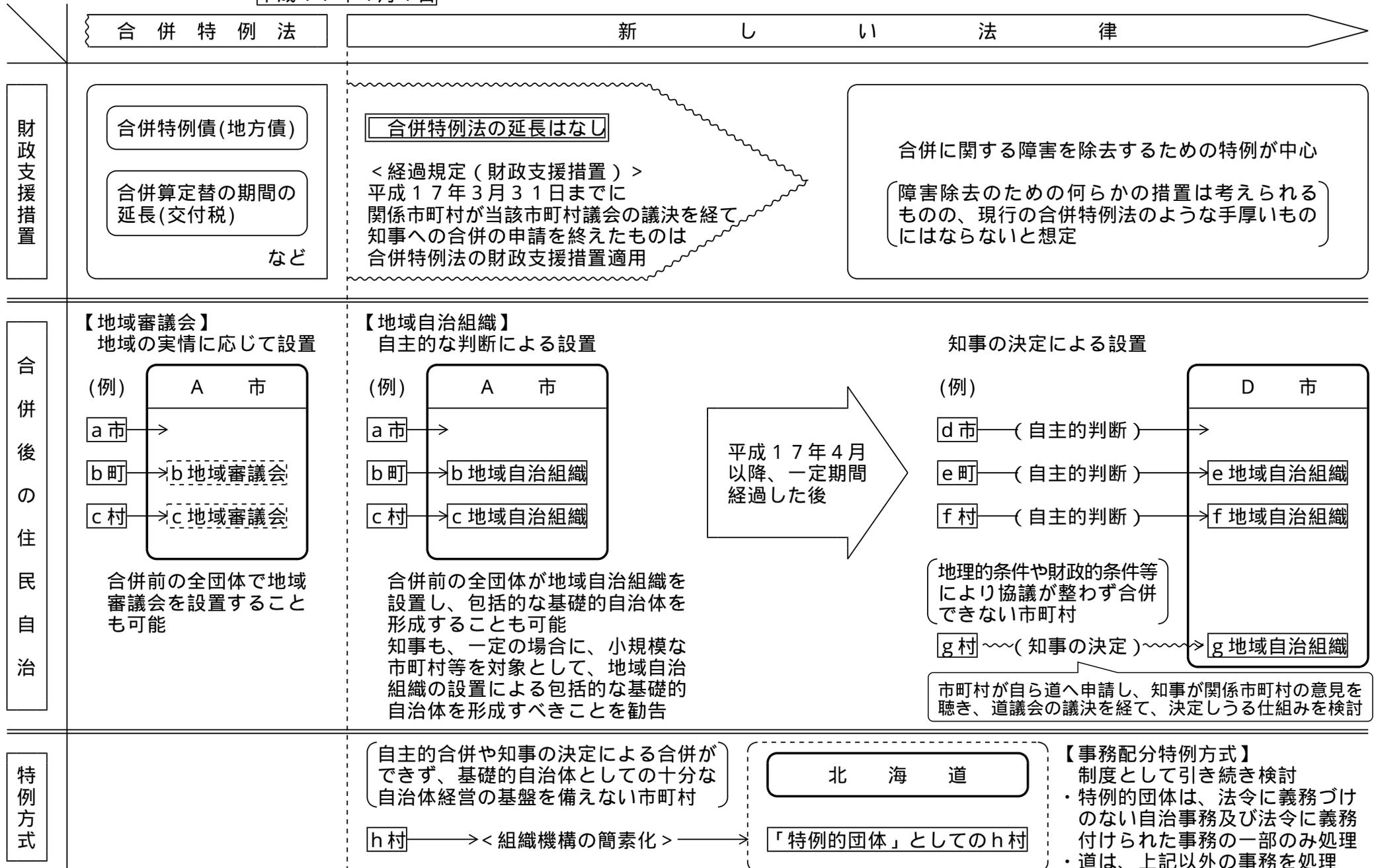
↓

支所等の在り方

及び の地域自治組織については、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し活用しやすい制度となる模様。(中間報告)

合併特例法期限後（平成17年4月1日以降）の合併促進の流れ【中間報告】

平成17年4月1日



地 域 自 治 組 織 の 制 度 比 較 【中間報告】

名称 区分	地 域 審 議 会	地 域 自 治 組 織	
		行 政 区 的 な タ イ プ	特 別 地 方 公 共 団 体 と す る タ イ プ
根拠となる法律	合併特例法（平成17年3月31日まで）	新しい法律を制定（平成17年4月1日以降適用）	
組織の性格 （法人格）	法人格なし～合併市町村の附属機関	法人格なし～基礎的自治体（合併市町村） の組織の一部	法人格あり～基礎的自治体（合併市町村） の補助機関の地位を兼ねることができる 法人格を有するため、設置に当たっては 知事の関与（設置の認可など）を検討
事務等の 考え方	<p>具体的な任務は合併関係市町村の協議による <一般的な例示（想定事項）></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村建設計画の変更等について、合併市町村の長の諮問に応じて意見を述べる 市町村建設計画の執行状況などについて、必要に応じ合併市町村の長に意見を述べる 	基礎的自治体（合併市町村）の組織の一部 として事務を分掌	基礎的自治体（合併市町村）の事務で法令 により処理が義務づけられていないものの うち、当該地域自治組織の区域に係る地域 共同的な事務を処理 法令により基礎的自治体（合併市町村）が 処理することが義務づけられている事務を 処理することも検討
機 関	<p>地 域 審 議 会 構成員の定数、任期、任免などの組織や 運営に関する事項は、合併関係市町村の 協議によって決定 合併関係市町村の協議によって定められた 一定の期間に限り設置されるものであり、 市町村建設計画の期間（5～10年）も 考慮されることが適当</p>	<p>長 基礎的自治体の長（合併市町村長）が選任 選任には、地域審議会の意見聴取や基礎的 自治体（合併市町村）の議会の同意も検討</p> <p>地 域 審 議 会 地域自治組織の諮問機関（附属機関） 委員は公選又は住民総会による選出も検討</p> <p>事 務 局 事務局を置くことができる</p>	<p>執 行 機 関 議決機関の互選又は基礎的自治体の長 （合併市町村長）による選任等とす ることを検討</p> <p>議 決 機 関 構成員は公選とし、住民総会による選出を 可能とすることも検討</p> <p>事 務 局 事務局を置くことができる 職員は基礎的自治体（合併市町村）からの 派遣又は兼務を原則（臨時職員の採用可）</p>
財 源	なし （地域審議会はいくまで諮問機関であり、 直接事務を執行することはないため）	基礎的自治体（合併市町村）の組織の一部 として予算措置？	原則として、基礎的自治体（合併市町村） からの移転財源による ・課税権と地方債の発行権限は認めない ・地方交付税は基礎的自治体について算定・交付 上記の移転財源見合いの事務以外の事務を 実施する場合、何らかの住民負担を求める ことができることを検討

地域審議会（合併特例法第5条の4）

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村であった区域ごとに設置され、合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村長からの諮問に応じて審議するとともに、必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることができる。

【目的】

合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくための制度。

【制度】

合併前の合併関係市町村間の協議で設置する。

合併関係市町村間の協議事項

- ・ 地域審議会の期間
- ・ 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免
- ・ その他組織及び運営に関し必要な事項

なお、協議は関係市町村の議会の議決を経て行うものとし、その協議が成立した場合は直ちにその内容を告示しなければならない。

また、協議により定められた事項を変更しようとするときは、合併市町村の条例で定めなければならない。

【役割】

地域審議会がどのような任務を持つかについては、合併関係市町村の協議によるが、一般的には、次のような事項が想定される。

合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の変更
- ・ 市町村建設計画の執行状況（定期的）
- ・ 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
- ・ 予算編成の際の事業等に関する要望
- ・ 基本構想・各種計画の策定・変更
- ・ 住民の行為等が規制される地域の指定

必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の執行状況（随時）
- ・ 公共施設の設置・管理運営
- ・ 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

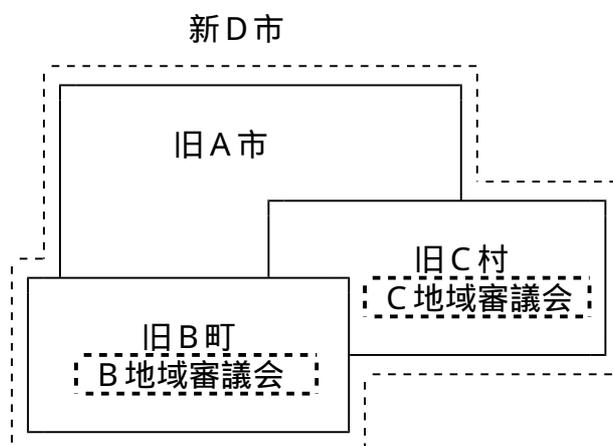
【留意事項】

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、すべての合併市町村に置かなければならないものではない。また、置くこととなった合併市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものではない。

地域審議会の設置は、従来一体性のあった合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村を併せて1つの地域審議会を置くことや、

1つの合併関係市町村を分割し複数の地域審議会を置くことはできない。

設置期間は、地域審議会が合併直後に設けられる特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議により定める一定期間に限られるものであること。また、合併後の設置期間の変更は、一般的には適切でないこと。



地域審議会の設置状況(2003.5)

本資料は、全国都道府県から提供いただいた情報とホームページ情報をもとに大阪府総務部市町村課でとりまとめたものです。

「審議事項」は、地域審議会設置に係る規定に記載されている事項を単純に整理したもので、数字は、1 = 建設計画変更関係、2 = 建設計画執行状況関係、3 = 振興基金活用関係、4 = 新市町村の各種計画関係、5 = その他必要な事項、6 = 1～5以外の規定事項 を示します。

1. 合併市町村で地域審議会を設置している事例

都道府県	合併市町村	合併関係市町村 ()内を除く地域に地域審議会を設置	合併期日	方式	設置期間	各審議会の 委員数	審議事項						備考			
							1	2	3	4	5	6				
1	岩手県	大船渡市	(大船渡市・)三陸町	H13.11.15	編入	概ね10年 合併の日 ~ H24.03.31	15 人以内									
2	宮城県	加美町	中新田町・小野田町・宮崎町	H15.04.01	新設	10年 合併の日 ~ H25.03.31	15 人以内									審議事項1・2は「新町建設計画に関すること」と規定
3	山梨県	南アルプス市	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H15.04.01	新設	10年 合併の日 ~ H25.03.31	20 人以内									
4	山口県	周南市	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H15.04.21	新設	概ね10年 合併の日 ~ H25.03.31	15 人以内									
5	愛媛県	新居浜市	(新居浜市・)別子山村	H15.04.01	編入	10年 合併の日 ~ H25.03.31	7 人以内									
6	熊本県	あさぎり町	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	H15.04.01	新設	10年 合併の日 ~ H25.03.31	15 人以内									

2. 法定協議会で地域審議会の設置を決定している事例

都道府県	新自治体名	合併関係市町村 ()内を除く地域に地域審議会を設置予定	合併目標 期日	方式	設置期間	各審議会の 委員数	審議事項						備考			
							1	2	3	4	5	6				
7	群馬県	前橋市	(前橋市・)大胡町・宮城村・粕川村	-	編入											任意協議会の時点での合意
8	新潟県	阿賀野市	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	H16.04.01	新設	10年 合併の日 ~ H26.03.31	16 人以内									
9	新潟県	佐渡市	岡津市・相川町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊村・佐和田町	H16.03.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	15 人以内									
10	山梨県	富士河口湖町	河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村	H15.11.15	新設	概ね8年半 H17.10.16 ~ H26.03.31										組織・運営は合併時まで定める
11	山梨県	-	下部町・中富町・身延町	H16.09.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	10 人以内									
12	山梨県	甲府市	(甲府市・)中道町・芦川村・上九一色村	-	編入											
13	長野県	千曲市	更埴市・戸倉町・上山田町	H15.09.01	新設	10年 合併の日 ~ 10年間	20 人以内									
14	長野県	-	(東部町・)北御牧村	H16.03まで	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	15 人以内									
15	岐阜県	郡上市	八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村	H16.03.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	18 人以内									
16	岐阜県	本巣市	(本巣町・真正町・糸貫町・)根尾村	H16.02.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	15 人以内									
17	岐阜県	-	(萩原町・)小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村	-	新設											
18	岐阜県	飛騨市	(古川町・)河合村・宮川村(・神岡町)	H16.02.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	15 人以内									
19	岐阜県	高山市	(高山市・)丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村・国府町・上宝村	H17.02.01	編入	10年 合併の日 ~ H27.01.31	10~14人以内									委員数は、各町村の現行の議会議員定数以内
20	愛知県	田原市	(田原町・)赤羽根町	H15.08.20	編入	概ね5年 合併の日 ~ H21.03.31	10 人以内									
21	滋賀県	甲賀市	水口町・甲賀町・甲南町・信楽町・土山町	H16.10.01	新設											
22	滋賀県	西近江市	今津町・新旭町・安曇川町・高島町・マキノ町	H16.10.01	新設	10年 合併の日 ~ H26.09.30	20 人以内									
23	兵庫県	丹波市	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	H16.11.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H27.03.31	15 人以内									
24	広島県	三次市	三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・双三郡三和町・甲奴町	H16.04.01	新設	10年 合併の日 ~ H27.03.31	12 人以内									審議事項6 = 公共施設の設置・管理運営関係
25	広島県	神石高原町	油木町・神石町・豊松村・神石郡三和町	H16.11.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	10 人以内									
26	愛媛県	愛南町	内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町	H16.10.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H27.03.31	15 人以内									
27	愛媛県	四国中央市	(伊予三島市・川之江市・)土居町・新宮村	H16.04.01	新設	10年 合併の日 ~ H27.03.31	15 人以内									
28	長崎県	対馬市	厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町	H16.03.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H26.03.31	15 人以内									
29	長崎県	新上五島町	上五島町・有川町・新魚目町・若松町・奈良尾町	H16.08.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H27.03.31	15 人以内									
30	長崎県	五島市	福江市・奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町	H16.08.01	新設	概ね10年 合併の日 ~ H27.03.31	15 人以内									
31	長崎県	壱岐市	(勝本町・郷ノ浦町・芦辺町・石田町)	H16.03.01	新設											「新市において設置できる」旨の確認のみ
32	長崎県	諫早市	諫早市・多良見町・森山町・飯盛町・高来町・小長井町	H17.03.--	新設	概ね10年 合併の日 ~ H27.03.31	15 人以内									
33	長崎県	-	西彼町・西海町・大島町・崎戸町・大瀬戸町	H16.03.01	新設											組織・運営は建設計画策定時に協議
34	熊本県	上天草市	(大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町)	H16.03.31	新設											「新市において設置」を確認
35	熊本県	-	(八代市・坂本村・千丁町・鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村)	H17.01.16	新設											「新市において設置」を確認
36	熊本県	-	(山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町)	H17.01.15	-											「新市において設置」を確認
37	熊本県	-	(田浦町・芦北町)	H17.01.01	-											「新市において設置」を確認
38	大分県	佐伯市	佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・鶴見町・米水津村・蒲江町	H16年度中	新設											

網掛けは、現時点で設置地域未定

地域審議会の設置状況(2003.5)《委員構成》

本資料は、全国都道府県から提供いただいた情報とホームページ情報をもとに大阪府総務部市町村課でとりまとめたものです。

「委員構成」は、地域審議会設置に係る規定に記載されている事項を単純に整理したものです。

1. 合併市町村で地域審議会を設置している事例

都道府県	合併市町村	合併関係市町村 ()内を除く地域に地域審議会を設置	各審議会 の委員数	委員構成(規定上)													
				公共的団体	学識経験者	議会議員	公募	自治会等	経済産業	教育文化	福祉衛生	環境保護	青年・女性等	消防団			
1	岩手県	大船渡市	(大船渡市・)三陸町	15人以内				3人以内									
2	宮城県	加美町	中新田町・小野田町・宮崎町	15人以内				3人以内									
3	山梨県	南アルプス市	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	20人以内													
4	山口県	周南市	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	15人以内													
5	愛媛県	新居浜市	(新居浜市・)別子山村	7人以内				3人以内									
6	熊本県	あさぎり町	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	15人以内													

2. 法定協議会で地域審議会の設置を決定している事例

都道府県	新自治体名	合併関係市町村 ()内を除く地域に地域審議会を設置予定	各審議会 の委員数	委員構成(規定上)													
				公共的団体	学識経験者	議会議員	公募	自治会等	経済産業	教育文化	福祉衛生	環境保護	青年・女性等	消防団			
7	群馬県	前橋市	(前橋市・)大胡町・宮城村・粕川村														
8	新潟県	阿賀野市	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	16人以内													
9	新潟県	佐渡市	両津市・相川町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊村・佐和田町	15人以内				5人以内									
10	山梨県	富士河口湖町	河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村														
11	山梨県	-	下部町・中富町・身延町	10人以内													
12	山梨県	甲府市	(甲府市・)中道町・芦川村・上九一色村														
13	長野県	千曲市	更埴市・戸倉町・上山田町	20人以内				5人以内									
14	長野県	-	(東部町・)北御牧村	15人以内				3人以内									
15	岐阜県	郡上市	八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村	18人以内													
16	岐阜県	本巣市	(本巣町・真正町・糸貫町・)根尾村	15人以内				3人以内									
17	岐阜県	-	(萩原町・)小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村														
18	岐阜県	飛騨市	(古川町・)河合村・宮川村(・神岡町)	15人以内													
19	岐阜県	高山市	(高山市・)丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村・国府町・上宝村	10～14人以内													
20	愛知県	田原市	(田原町・)赤羽根町	10人以内													
21	滋賀県	甲賀市	水口町・甲賀町・甲南町・信楽町・土山町														
22	滋賀県	西近江市	今津町・新旭町・安曇川町・高島町・マキノ町	20人以内				5人以内									
23	兵庫県	丹波市	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	15人以内	委員は「市長が任命する」とのみ規定												
24	広島県	三次市	三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・双三郡三和町・甲奴町	12人以内	委員は「市長が委嘱する」とのみ規定												
25	広島県	神石高原町	油木町・神石町・豊松村・神石郡三和町	10人以内													
26	愛媛県	愛南町	内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町	15人以内													
27	愛媛県	四国中央市	(伊予三島市・川之江市・)土居町・新宮村	15人以内													
28	長崎県	対馬市	厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町	15人以内													
29	長崎県	新上五島町	上五島町・有川町・新魚目町・若松町・奈良尾町	15人以内													
30	長崎県	五島市	福江市・奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町	15人以内													
31	長崎県	壱岐市	(勝本町・郷ノ浦町・芦辺町・石田町)		「新市において設置できる」旨の確認のみ												
32	長崎県	諫早市	諫早市・多良見町・森山町・飯盛町・高来町・小長井町	15人以内													
33	長崎県	-	西彼町・西海町・大島町・崎戸町・大瀬戸町														
34	熊本県	上天草市	(大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町)														
35	熊本県	-	(八代市・坂本村・千丁町・鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村)														
36	熊本県	-	(山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町)														
37	熊本県	-	(田浦町・芦北町)														
38	大分県	佐伯市	佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・鶴見町・米水津村・蒲江町														

網掛けは、現時点で設置地域未定

市町村合併促進プラン

(市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」)

平成15年5月8日

1 . 個別地域に対する重点的な取組の展開

総務省としての積極的な取組

ア 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充

- 現行の総務省・市町村合併推進本部を総務副大臣を本部長に改組。
- 「市町村合併相談センター」を総務省・市町村合併推進本部内に新設。センター内に相談員を設置。
- 政府・市町村合併支援本部との連携を一層強化。
- 市町村合併の検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じて、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施。
- 全国の市町村合併の状況等について積極的に情報提供・広報を展開。

イ ブロック別シンポジウムの開催

- 市町村合併の検討が特に要請される地域を中心に、政府・市町村合併支援本部員、学識経験者等による住民対話も含んだ形式でのシンポジウムをブロック毎に開催。

ウ 合併協議会連絡会議の開催

- 法定協議会・任意協議会の会長等の参加による「合併協議会連絡会議」を開催し、市町村合併を検討する市町村間の横のつながりにより合併を促進。

都道府県の積極的な取組の要請

ア 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

- 平成11年8月の指針により都道府県において作成した「市町村の合併の推進についての要綱」の「市町村の合併のパターン」について、市町村合併の推進状況等を踏まえたフォローアップの実施を要請。

イ 合併重点支援地域の指定の拡大

- 上記アを基に、既に任意協議会が設置されている地域等について、合併重点支援地域の指定の拡大を要請。

ウ 都道府県の調整・勧告

- 上記アに基づき、市町村合併特例法第16条第5項に基づく都道府県の調整又は地方自治法第252条の2第4項に基づく都道府県知事の合併協議会設置の勧告の積極的な運用を要請。

エ 都道府県による市町村合併に対する支援の充実

- 都道府県による合併市町村への権限移譲や都道府県事業の重点実施等の市町村合併への支援措置を更に充実することを要請。

オ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

- 都道府県が、域内の市町村合併の状況等の市町村合併の最新情報について、広報誌等を通じて住民に対して積極的に情報提供・広報を行うことを要請。

2 . 積極的な広報の展開等

「市町村合併タウンミーティング」の開催

- 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、知事、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催。

民間団体との連携による市町村合併の推進

- (社)日本青年会議所等の民間団体との協力による各種の連携事業の展開。

市町村合併に関する積極的な情報提供・広報の展開

- 市町村合併の最新情報等について、積極的な情報提供・広報を展開。

3 . 市町村合併を推進するための法的対応

市となるべき要件の特例の延長

- 3万市特例を市町村合併特例法の期限まで1年間延長。

現行の市町村合併特例法の経過措置

- 当該市町村の合併について、平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行特例法の改正法案を次期国会に提出。

市町村合併推進のための新たな法律の制定

- 現行の市町村合併特例法の失効（平成17年3月）以降の新たな市町村合併推進のための法律について、地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行い、速やかに法律案を次期通常国会に提出。

ア 市町村合併に関する構想（仮称）の策定

- 新法においては、分権社会にふさわしい基礎的自治体を目指し、必要に応じて、都道府県が新しい合併パターン等を内容とする市町村合併に関する構想（仮称）を策定して、自主的な市町村合併を更に推進。

イ 都道府県によるあっせん、勧告等

- 都道府県が市町村合併に関する構想に基づき、必要に応じて、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間の様々な合意形成に関するあっせん等を行う規定を創設し、調整機能を強化。

ウ 地域自治組織（仮称）制度の創設

- 合併により規模が拡大する基礎的自治体において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村を単位として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な事務を処理するため、地域自治組織（仮称）を設けることができる制度を創設。（これにより、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することにより、合併前の名称を残すことも可能に）
- 地域自治組織のタイプは、行政区的なタイプ（法人格を有しない）と、特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）の2つとし、どちらかを選択できるものとする。

4 . 市町村合併の手続の迅速化

- 市制施行協議等に約100日程度要していた国の手続に要する期間を30日以内に短縮（合併して市となる際の総務省への内協議の廃止等）するとともに、都道府県に対しても手続の迅速化を要請。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

「三位一体改革関連（要約版）」

平成15年6月27日 閣議決定

第1部 日本経済の課題

1. 日本経済の体質強化

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」は、構造改革を更に本格的に推進するため、構造改革の基本方針を「3つの宣言」と「7つの改革」という形で新たに打ち出す。

2. デフレの克服

3. 「3つの宣言」と「7つの改革」

政府は、以下の「3つの宣言」・「7つの改革」に基づき、今まで以上に強力に構造改革を推進する。

(1) 経済活性化

宣言：民間の活力を阻む規制・制度や政府の関与を取り除き、民間需要を創造する。

(2) 国民の「安心」の確保

宣言：持続可能な社会保障制度を構築し、若者が将来を展望でき、高齢者も安心できる社会をつくる。

(3) 将来世代に責任が持てる財政の確立

宣言：財政の信認を確保し、成果を重視する。

改革6：「国と地方」の改革

第2部 構造改革への具体的な取組

第1部の宣言を実現するため、以下の7つの分野で構造改革に取り組む。

(1. ~ 5. 略)

6. 「国と地方」の改革

「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、

財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、「効率的で小さな政府」を実現する。

(1) 三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」

地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引上げる。

地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高める。

効率的で小さな政府の実現

地方財政においては、現在、約 17 兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、更に地方財源不足を解消する。

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

国庫補助負担金の改革

「改革と展望」の期間（平成 18 年度まで）において、「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行い、

- ・概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う
- ・その際、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する

地方交付税の改革

財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。

() 地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小。

- ・国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制

- ・ 地方財政計画計上人員を 4 万人以上純減
 - ・ 投資的経費（単独）を平成 2 ～ 3 年度の水準を目安に抑制
 - ・ 一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制
- () 算定方法の簡素化及び段階補正の見直し、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。
- () 9 割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。
- () 税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

税源移譲を含む税源配分の見直し

廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する。

税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。

補助金の性格等を勘案しつつ 8 割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。

あわせて、「18 年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。

なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15 年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

上記の諸施策について、三位一体の改革を強力に推進する。また、来年度予算の中で改革を着実に進める。

第 3 部 16 年度経済財政運営と予算のあり方

2. 平成 16 年度予算における基本的な考え方

(3) 主要予算の改革

地方財政

「三位一体の改革」を推進し、国の方針と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方財政計画の規模の抑制に努めるとともに、引き続き交付税の算定方法を見直す。

小委員会の運営及びスケジュールについて

1 小委員会の運営

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程（別紙。以下「規程」という。）に基づき、次のとおり、この小委員会を運営します。

(1) 委員長は小委員会の会議の議長となります。また、委員長に事故あるときは副委員長が職務を代理します。（規程第5条）

(2) 小委員会の会議（規程第6条、第7条）

会議は委員長が招集します。なお、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができません。

委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができます。

会議は公開とします。

その他、会議の運営に当たっては、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定が準用されます。

（参考）協議会会議運営規程（抄）

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴証の交付を受けなければならない。

（傍聴人の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。

(5) 前4号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画類の撮影及び録音等の制限）

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（係員の指示）

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第12条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 議長は、作成した会議録に署名し、これを保管するものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

- (3) 小委員会の協議等の経過や結果については、委員長が協議会の会議に報告します。(規程第9条)
- (4) 小委員会の庶務は事務局が行います。(規程第10条)
- (5) 会議の開催場所について
・協議会と同様、原則として3市村の持ち回り開催を予定しています。

2 当面のスケジュール

- (1) 開催を予定される時期
第27次地方制度調査会最終答申提出後(11月)
国の平成16年度予算概算決定後(12月)
平成16年通常国会召集後(1月)
その他、国において地域自治組織等における動きがある場合(必要に応じて)
- (2) 小委員会の協議の目途
「新市建設計画」策定終了まで(平成16年3月頃)

地域自治組織等小委員会スケジュール参考資料

	平成15年度												平成16年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自治組織等小委員会 合併協議会			併第2回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催	併第3回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催	併第4回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催予定	併第5回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催予定	併第6回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催予定	併第7回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催予定		併第8回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催予定	併第9回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催予定	併第10回石狩市・厚田村・浜益村合 議会議会開催予定			合併協定書(案)の作成									
第27次地方制度調査会		「今後の地方自治制度のあり方について」の中間報告を内閣総理大臣に提出							最終答申を提出		合併特例法の期限以降の新しい法律が通常国会で提案される予定													
三位一体改革			に改地(管経 提方骨と済 出に分太構財 つ権の造政 い推方改諮 て進針革問 の会2に会 意見が0す 「3)を三基 を総位を本 理一答方 大体申針 臣の政 の運							国の平成16年度予算概算決定														
将来構想・新市建設計画等	新市将来構想の策定						新市建設計画の策定																	
			ワークショップの開催			パブリックコメントの実施 住民説明会の開催				住民意識調査														

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される石狩市・厚田村・浜益村合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関して同条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、公開とする。

(石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程の準用)

第7条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程(平成15年協議会規程第4号)

第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。

(石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用)

第8条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成15年協議会規程第3号)第2条から第4条までの規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。この場合において、「協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者」とあるのは「小委員会の委員長、副委員長及び委員並びに第6条第3項の規定に基づき会議に出席した者」と、「協議会委員等」とあるのは「小委員会の委員等」と、「協議会の会議」とあるのは「会議」と読み替えるものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月20日から施行する。